

日本薬理学会利益相反 (COI) マネージメント施行細則 (抜粋) (役員委員等の申告すべき項目と基準)

公益社団法人日本薬理学会（以下「本学会」という）は、本学会が行う全ての事業活動に対して、全ての参加者に日本薬理学会利益相反 (COI) マネージメント施行細則（以下「本細則」という）を適用する。

第1条 (COIで申告すべき項目と申告の基準)

1) 本学会学術集会などの発表等, 2) 本学会誌などの発表等, 3) 第4条第1項に定める役員・委員等, 4) 学術集会・講演会責任者（年会長・部会長等）の就任によりCOIの申告を必要とされる者の申告すべき項目と申告の基準は次表のとおりとする。

申告すべき項目	申告の基準
①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額	1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のもの
②株の保有と、その株式から得られる利益（1年間の本様式による利益）	1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のもの
③企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬	1つの特許使用料が年間100万円以上のもの
④企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬	1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上のもの
⑤企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料	1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上のもの
⑥企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費	1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で、実際に割り当てられた年間100万円以上のもの
⑦企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金	1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で、実際に割り当てられた100万円以上のもの
⑧企業などが提供する寄附講座	実質的に使途を決定し得る寄附金で、実際に割り当てられた100万円以上のもの
⑨その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）	1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のもの

第4条（役員・委員等）

第1項（開示の範囲）

本学会の役員（理事長、理事、監事）、各種委員会の委員長、COI自己申告が課せられている特定の委員会（編集委員会、賞等選考委員会、江橋賞選考委員会等）の委員（以下役員・委員等といふ）、学術集会・講演会責任者（年会長、部会長等）が開示するCOI状態は、本学会が行う事業に関連する企業や団体に関わるものに限定する。

第2項（開示の方法）

前項に定める役員・委員等は、新就任時に、新就任時の前年から過去3年間、就任後は1年ごとに本指針で定められたものを、「役員・委員等のCOI自己申告書」（様式3）を提出して自己申告する。様式3で開示するCOIの項目および申告の基準は、第1条のとおりとし、その算出期間を明示する。ただし、役員・委員等は、就任時の年に新たにCOI状態の変更が生じた場合には、2ヶ月以内に様式3を用いて申告する。学術集会・講演会責任者はこれに準ずる。

附 則 本細則は、令和2年12月11日より施行する。